

○内閣府令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九十四条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十条において準用する場合を含む。）及び第三百四条並びに保険業法第三百条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項の規定に基づき、保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付

した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(情報の提供) 第二百二十七条の二 「略」 2 「略」 3 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。 「一、三 略」 四 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号において同じ。）にあつては、次のイ又はロに掲げる場合における当該イ又はロに定める事項の説明 イ 「略」 ロ 二以上の所属保険会社等（保険募集人保険会社等にあつては、一以上の所属保険会社等及び当該保険募集人保険会社等。）が引き受ける保険（第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四第二項及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号ロに	(情報の提供) 第二百二十七条の二 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一、三 同上」 四 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号において同じ。）にあつては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明 イ 「同上」 ロ 二以上の所属保険会社等（保険募集人保険会社等にあつては、一以上の所属保険会社等及び当該保険募集人保険会社等。）が引き受ける保険（ハ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四第二項並びに第二百三十四条の二十一の二第一項第二

において「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険」という。
（に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（以下「提案契約」という。）の提案をしようとする場合 当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿って当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が選別した比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由
「号の細分を削る。」

「五〇十五 略」

「四〇十二 略」

（情報の提供）

第二百三十四条の二十一の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により保険契約者等の参考となるべき事項に係る情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 「略」

二 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人にあつては、次のイ又はロに掲げる場合における当該イ又はロに定める事項の説明

号ロ及びハにおいて「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険」という。）に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（以下「提案契約」という。）の提案をしようとする場合 当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

ハ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をするこ
となく、提案契約の提案をしようとする場合 当該提案の理由

「五〇十五 同上」

「四〇十二 同上」

（情報の提供）

第二百三十四条の二十一の二 「同上」

一 「同上」

二 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人にあつては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事

イ 「略」

ロ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をしようとする場合 当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿って当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が選別した比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

「号の細分を削る。」

「三〇 略」

「二〇 略」

項の説明

イ 「同上」

ロ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、提案契約の提案をしようとする場合 当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

ハ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をするこ
となく、提案契約の提案をしようとする場合 当該提案の理由

「三〇 同上」

「二〇 同上」

別紙様式第25号の2（第238条第1項関係）（法人の場合）

（日本産業規格A4）

事業報告書（年度）
（年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日提出

財務（支）局長 殿

郵便番号（ - ）
住 所
電話番号（ ） -
商号又は名称
代表者又は管理人の氏名

1. 事業概要

[(1)~(15) 略]

(16) 比較・推奨販売の方法

ア. 推奨方針（顧客の意向に沿って選別した保険契約の中から、特定の保険契約の提案・推奨を行う場合の基準や理由等）

--

（記載上の注意）

推奨販売に関するマニュアル・社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって推奨方針の記載を省略することができる。

イ. 比較・推奨販売の適切性の確認方法

--

（記載上の注意）

比較・推奨販売の適切性の確認方法に関するマニュアル・社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって比較・推奨販売の適切性の確認方法の記載を省略することができ

別紙様式第25号の2（第238条第1項関係）（法人の場合）

（日本産業規格A4）

事業報告書（年度）
（年 月 日から 年 月 日まで）
年 月 日提出

財務（支）局長 殿

郵便番号（ - ）
住 所
電話番号（ ） -
商号又は名称
代表者又は管理人の氏名

1. 事業概要

[(1)~(15) 同左]

(16) 比較・推奨販売の方法

比較・推奨販売の方法	該当
1 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。	
2 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。	
3 その他	

備考

（記載上の注意）

- 「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
- 2又は3を選択した場合には、「備考」欄に簡潔に補足すること。

る。

〔(17)～(29) 略〕

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険契約等

ア. 生命保険

〔略〕

〔削る。〕

〔(17)～(29) 同左〕

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険契約等

ア. 生命保険

〔同左〕

(推奨保険会社・商品)

	取扱保険会社名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

イ．損害保険
[略]
[削る。]

21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

(記載上の注意)

- 1．推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
- 2．推奨保険商品が31商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
- 3．「保険商品名」欄は、保険会社の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
- 4．推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。

イ．損害保険

[同左]

(推奨保険会社・商品)

	取扱保険会社名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
1				
2				
3				

ウ．少額短期保険
[略]
[削る。]

4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

- 1．推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
- 2．推奨保険商品が11商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
- 3．「保険商品名」欄は、保険会社の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
- 4．推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。

ウ．少額短期保険

[同左]

(推奨少額短期保険業者・商品)

	取扱少額短期保険業者名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				

[(2)・(3) 略]

(記載上の注意)
[略]

別紙様式第25号の3 (第238条第1項関係) (個人の場合)
(日本産業規格A4)

事業報告書 (年度)
(年 月 日から 年 月 日まで)
年 月 日提出

財務(支)局長 殿

郵便番号 (—)
住 所

7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

1. 推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
2. 推奨保険商品が11商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
3. 「保険商品名」欄は、少額短期保険業者の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
4. 推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。

[(2)・(3) 同左]

(記載上の注意)
[同左]

別紙様式第25号の3 (第238条第1項関係) (個人の場合)
(日本産業規格A4)

事業報告書 (年度)
(年 月 日から 年 月 日まで)
年 月 日提出

財務(支)局長 殿

郵便番号 (—)
住 所

電話番号（ ） —
氏 名

1. 事業概要

[(1)~(10) 略]

(11) 比較・推奨販売の方法

ア. 推奨方針（顧客の意向に沿って選別した保険契約の中から、特定の保険契約の提案・推奨を行う場合の基準や理由等）

--

（記載上の注意）

推奨販売に関するマニュアル・社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって推奨方針の記載を省略することができる。

イ. 比較・推奨販売の適切性の確認方法

--

（記載上の注意）

比較・推奨販売の適切性の確認方法に関するマニュアル・社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって比較・推奨販売の適切性の確認方法の記載を省略することができる。

[(12)~(23) 略]

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険契約等

ア. 生命保険

[略]

[削る。]

電話番号（ ） —
氏 名

1. 事業概要

[(1)~(10) 同左]

(11) 比較・推奨販売の方法

比較・推奨販売の方法	該当
1 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。	
2 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。	
3 その他	

備考

（記載上の注意）

1. 「該当」欄は、該当する箇所には○を記載すること。
2. 2又は3を選択した場合には、「備考」欄に簡潔に補足すること。

[(12)~(23) 同左]

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険契約等

ア. 生命保険

[同左]

（推奨保険会社・商品）

	取扱保険会社名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由

	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				

イ．損害保険
[略]
[削る。]

30				
----	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1．推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。
- 2．推奨保険商品が31商品以上ある場合には、行を追加して記載すること。
- 3．「保険商品名」欄は、保険会社の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。
- 4．推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。

イ．損害保険

[同左]

(推奨保険会社・商品)

	取扱保険会社名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

- 1．推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面

ウ．少額短期保険
[略]
[削る。]

の添付をもって記載を省略することができる。

2．推奨商品が11商品以上ある場合は、行を追加して記載すること。

3．「保険商品名」欄は、保険会社の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。

4．推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。

ウ．少額短期保険

[同左]

(推奨少額短期保険業者・商品)

	取扱少額短期保険業者名	保険商品名	左記「保険商品名」の愛称 (いわゆるペットネーム)	推奨理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意)

1．推奨保険商品の状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

2．推奨商品が11商品以上ある場合は、行を追加して記載すること。

[(2)・(3) 略] (記載上の注意) [略]	3. 「保険商品名」欄は、少額短期保険業者の約款に記載の名称を記載すること。ただし、ペットネーム単位での把握が困難な場合には、保険種類ごとの記載でも可とし、保険種類を記載することをもって足りる。 4. 推奨保険商品等を定めていない場合には、記載することを要しない。 [(2)・(3) 同左] (記載上の注意) [同左]
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を削る。

改正後	改正前
(保険契約者及び被保険者に対する情報の提供) 第五十六条 金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。第六十二条第一項第十二号及び第四項を除き、以下この款において同じ。）又はその役員若しくは使用人（準用保険業法第二百九十四条第一項に規定するものに限る。第四号及び次項において同じ。）は、同条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等（法第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。第一号ヨ及び第六十二条第一項第四号において同じ。）の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。 「一〽三 略」 四 二以上の相手方金融機関（準用保険業法第三百条第一項第八号に規定する相手方金融機関をいう。以下この款及び第三百三十九条第二項第二号において同じ。）が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人にあつては、次のイ又はロに掲げる場合における当該イ又はロに定める事項の説明 イ 「略」 ロ 二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（第六十三条及び第六十四条第二項において「提案契約」という。）の提案をしよ	(保険契約者及び被保険者に対する情報の提供) 第五十六条 「同上」 「一〽三 同上」 四 二以上の相手方金融機関（準用保険業法第三百条第一項第八号に規定する相手方金融機関をいう。以下この款及び第三百三十九条第二項第二号において同じ。）が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人にあつては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明 イ 「同上」 ロ 二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（ハ、第六十三条及び第六十

うとする場合 当該二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿って当該二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者が選別した比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由 〔号の細分を削る。〕 〔五〇十 略〕 〔二・三 略〕	四条第二項において「提案契約」という。）の提案をしようとする場合 当該二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る保険契約を取り扱う金融サービス仲介業者が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由 ハ 二以上の相手方金融機関が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から口の規定による選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合 当該提案の理由 〔五〇十 同上〕 〔二・三 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この府令は、令和十年三月一日から施行する。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 保険業法第三百四条の規定により事業報告書を作成し、これを提出しようとする者は、この府令の施行前においても、第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第二十五号の二及び別紙様式第二十五号の三によりその作成及び提出をすることができる。